

(別紙)

森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案に寄せられた御意見及びそれに対する考え方について

	御意見	御意見に対する考え方
1	集約化構想を定める場合について、市町村等の自由裁量に委ねるのではなく、地域の関係者の一定割合以上の同意等を要件とすべき。	今般改正した森林経営管理法及び本政令においては、市町村等は地域の関係者による協議の場を設け、その協議の結果として、経営管理の集約化を図るために必要な事項が適切に取りまとめられたと認めた場合に限り集約化構想を定めるものとしており、地域の意向を踏まえて定めるものとしています。

	御意見	御意見に対する考え方
2	<p>私は日本国憲法前文及び第1条に基づき、国民主権＝設計権の行使者として以下を指示します。</p> <p>-----</p> <p>【対象案件】 森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案</p> <p>【指示内容】</p> <p>1. 日本の森林は、国土保全、水源涵養、生物多様性保全、および国民共有の貴重な財産として、その管理・経営は国民の利益を最優先に行うこと。</p>	<p>森林は、土砂災害の防止、水源の涵養、生物多様性の保全、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面的機能を有しており、こうした機能が持続的に発揮されることは国民生活及び国民経済の安定に欠くことができないものです。</p> <p>このため、森林・林業基本法では、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第2条において、森林の有する多面的機能の重要性に鑑み、将来にわたってその適正な整備及び保全が図られなければならないこと ・ 第9条において、森林の所有者等は、森林の多面的機能が確保されることを旨として、その森林の整備及び保全が図られるように努めることを規定しています。 <p>そして、このことを踏まえ、森林経営管理法では、第1条において、「林業経営の効率化及び森林の管理の適正化の一体的な促進を図り、もって林業の持続的発展及び森林の</p>

		<p>有する多面的機能の發揮に資すること」を法の目的として規定しています。</p> <p>こうした趣旨を踏まえ、制度の適切な運用を図ってまいります。</p>
	<p>2. 森林の「集約化」の過程で、権利が移転される際に、国防や国民生活の基盤を脅かす特定の外国資本や企業の参入を厳格に制限するルールを明確に設計すること。</p>	<p>今般の改正で新設した新たな仕組みに基づいて権利設定・移転を受けることができる者は、</p> <p>① 都道府県が、森林の経営管理を適切に行うために必要となる一定の要件を満たすものとして公表した者のうち、</p> <p>② 地域の関係者による協議の結果を踏まえて市町村等が作成する集約化構想において地域の森林の経営管理の受け手として位置付けられた者に限っています。</p> <p>また、集約化構想を作成するための手続として、地域の関係者等に対する意見照会や公告縦覧等を行うものとしています。</p> <p>このように、市町村等や地域の関係者の意向を踏まえ、地域の森林の適切な経営管理を行うことができる者が、権利集積配分一括計画による権利の設定や移転を受けることができる仕組みとしており、地域の関係者等の意向に反する形で、外国の企業等が参入することは想定しがたいと考えています。</p> <p>また、国土の適切な管理・利用など、外国人との秩序ある共生社会に向けた施策について、政府一体となって総合</p>

	<p>的に検討することとされたところであり、林野庁としても、関係府省と連携しながら対応してまいります。</p>
<p>3. 森林管理において、市町村が主体となる「集約化構想」の作成や「権利移転」の手続きは、形式的なものではなく、地域の国民・住民の意見を最優先に反映させる仕組みを構築すること。</p>	<p>今般改正した森林経営管理法及び本政令においては、市町村等は、地域の関係者による協議の場を設け、その協議の結果として、経営管理の集約化を図るために必要な事項が適切に取りまとめられたと認めた場合に限り、集約化構想を定めるものとしています。</p> <p>また、集約化構想を作成するための手続として、地域の関係者等に対する意見照会や公告縦覧等を行うものとしています。さらに、権利集積配分一括計画による森林の経営管理実施権の設定又は所有権の移転については、集約化構想で定めた森林に限って行うことができるものとしており、かつ、当該森林の所有者を始めとする関係権利者の同意を得ることを要件としています。</p> <p>このように、地域の住民や関係者等の意見を踏まえて森林の経営管理が行われる仕組みとしています。</p>
<p>4. 今回の政令改正で強化される、無許可での開発行為に対する罰則や規制を、国民の安全と国土の保全を確保するために厳格に運用すること。</p>	<p>今般の政令改正では、林地開発許可制度に関する内容はございません。</p> <p>なお、今般の森林法改正においては、林地開発許可制度において、許可条件違反者への罰則や、開発行為の中止・復旧命令に従わない者の公表制度を新設したところです。法律に基づき、制度の適切な運用を図ってまいります。</p>

	御意見	御意見に対する考え方
3	<p>国民主権に基づく設計指示：森林経営管理法等改正に伴う環境保全と外資規制について</p> <p>内閣総理大臣・林野庁長官 殿</p> <p>私は、日本国憲法前文および第1条を根拠に、国民主権＝国の設計権の行使者として、以下の指示を申し渡します。</p> <p>【対象】 森林経営管理法および森林法の一部改正に伴う政令整備</p> <p>【指示内容】</p> <p>1. 森林を経済資源としてのみ扱うことなく、水源涵養・生態系・気候安定・地域文化の保全を主柱として位置づけること。</p> <p>5. 森林は、木材資源にとどまらず、国民の生命と未来を支える基盤であることを、政令に明記すること。</p>	<p>森林は、土砂災害の防止、水源の涵養、生物多様性の保全、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面的機能を有しており、こうした機能が持続的に発揮されることは国民生活及び国民経済の安定に欠くことができないものです。</p> <p>このため、森林・林業基本法では、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第2条において、森林の有する多面的機能の重要性に鑑み、将来にわたって、その適正な整備及び保全が図られなければならないこと ・ 第9条において、森林の所有者等は、森林の多面的機能が確保されることを旨として、その森林の整備及び保全が図られるように努めることを規定しています。

		<p>そして、このことを踏まえ、森林経営管理法では、第1条において、「林業経営の効率化及び森林の管理の適正化の一体的な促進を図り、もって林業の持続的発展及び森林の有する多面的機能の発揮に資すること」を法の目的として規定しています。</p> <p>こうした趣旨を踏まえ、制度の適切な運用を図ってまいります。</p>
	<p>2. 集約化の名のもとに行われる大規模伐採や収益偏重の事業が、自然環境や地域住民の暮らしを損なわないよう厳格に規制すること。</p>	<p>今般改正した森林経営管理法及び本政令においては、市町村等は、地域の関係者による協議の場を設け、その協議の結果として、経営管理の集約化を図るために必要な事項が適切に取りまとめられたと認めた場合に限り、集約化構想を定めるものとしています。その際に、市町村森林整備計画その他の地方公共団体の森林の整備及び保全に関する計画との調和が保たれたものでなければならないこととしています。</p> <p>また、集約化構想を作成するための手続として、地域の関係者等に対する意見照会や公告縦覧等を行うものとしています。</p> <p>さらに、権利集積配分一括計画による森林の経営管理実施権の設定又は所有権の移転については、集約化構想で定めた森林に限って行うことができるものとしており、かつ、当該森林の所有者を始めとする関係権利者の同意を得ることを要件としています。</p>

		<p>このように、地域の住民や関係者等の意向に反する行き過ぎた事業が行われることがないように、手続を定めています。</p>
	<p>3. 外資や大規模事業者の参入については、国民の安全保障・環境保全・主権尊重の観点から制限し、地域住民と小規模所有者が主役となる制度設計とすること。</p>	<p>今般の改正で新設した新たな仕組みに基づいて権利設定・移転を受けることができる者は、</p> <p>① 都道府県が、森林の経営管理を適切に行うために必要となる一定の要件を満たすものとして公表した者のうち、</p> <p>② 地域の関係者による協議の結果を踏まえて市町村等が作成する集約化構想において地域の森林の経営管理の受け手として位置付けられた者に限っています。</p> <p>また、集約化構想を作成するための手続として、地域の関係者等に対する意見照会や公告縦覧等を行うものとしています。</p> <p>このように、市町村等や地域の関係者の意向を踏まえ、地域の森林の適切な経営管理を行うことができる者が、権利集積配分一括計画による権利の設定や移転を受けることができる仕組みとしており、地域の住民や関係者等の意向に反する形で、外国の企業等が参入することは想定しがたいと考えています。</p> <p>また、国土の適切な管理・利用など、外国人との秩序ある共生社会に向けた施策について、政府一体となって総合</p>

		<p>的に検討することとされたところであり、林野庁としても、関係府省と連携しながら対応してまいります。</p>
	<p>4. 森林所有者・地域住民・専門家が対等に参加できる公開審議制度を設け、透明性と説明責任を徹底すること。</p>	<p>今般改正した森林経営管理法においては、集約化構想を定める場合、市町村等は地域の関係者による協議の場を設けることとしており、そこには対象となる森林の所有者や地域の住民等も参加することができます。また、集約化構想を作成するための手続として、地域の関係者等に対する意見照会や公告縦覧等を行うものとするこで、透明性・公正性を担保する仕組みとしています。</p>
	<p>憲法上、国の権限は国民の厳粛な信託に基づくものであり、国民はその設計権を行使する立場にあります。</p> <p>よって、本指示を公式に記録し、行政および議会に反映させ、速やかに制度を整備することを命じます。</p> <p>本件は、森林と国民の未来を守るための最低限の防衛設計であり、必ず実施されなければなりません。</p>	

	御意見	御意見に対する考え方
4	<p>国民主権に基づく設計指示 森林経営管理法等改正に伴う環境保全と外資規制について</p> <p>内閣総理大臣 殿 林野庁長官 殿</p> <p>私は、日本国憲法前文および第 1 条に基づき、国民主権=国の設計権の行使者として、以下を指示します。</p> <p>【対象】 森林経営管理法および森林法の一部改正に伴う政令整備</p> <p>【指示内容】</p> <p>1. 森林を経済資源としてのみ扱うことなく、水源・生態系・気候安定・地域文化の保全を主軸として位置づけること。</p> <p>5. 森林は、木材資源にとどまらず、国民の生命と未来を支える基盤であることを、政令に明記すること。</p>	<p>御意見に対する考え方</p> <p>森林は、土砂災害の防止、水源の涵養、生物多様性の保全、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面的機能を有しており、こうした機能が持続的に発揮されることは国民生活及び国民経済の安定に欠くことができないものです。</p> <p>このため、森林・林業基本法では、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 2 条において、森林の有する多面的機能の重要性に鑑み、将来にわたって、その適正な整備及び保全が図られなければならないこと ・ 第 9 条において、森林の所有者等は、森林の多面的機能が確保されることを旨として、その森林の整備及び保全が図られるように努めること

		<p>を規定しています。</p> <p>そして、このことを踏まえ、森林経営管理法では、第1条において、「林業経営の効率化及び森林の管理の適正化の一体的な促進を図り、もって林業の持続的発展及び森林の有する多面的機能の発揮に資すること」を法の目的として規定しています。</p> <p>こうした趣旨を踏まえ、制度の適切な運用を図ってまいります。</p>
	<p>2. 集約化の名のもとに行われる大規模伐採やメガソーラーなど、収益偏重の事業が、自然環境や地域住民の暮らしを損なわないよう厳格に規制すること。</p>	<p>今般改正した森林経営管理法及び本政令においては、市町村等は、地域の関係者による協議の場を設け、その協議の結果として、経営管理の集約化を図るために必要な事項が適切に取りまとめられたと認めた場合に限り、集約化構想を定めるものとしています。その際に、市町村森林整備計画その他の地方公共団体の森林の整備及び保全に関する計画との調和が保たれたものでなければならないこととしています。</p> <p>また、集約化構想を作成するための手続として、地域の関係者等に対する意見照会や公告縦覧等を行うものとしています。さらに、権利集積配分一括計画による森林の経営管理実施権の設定又は所有権の移転については、集約化構想で定めた森林に限って行うことができるものとしており、かつ、当該森林の所有者を始めとする関係権利者の同意を得ることを要件としています。</p>

	<p>このように、地域の住民や関係者等の意向に反する行き過ぎた事業が行われることがないように、手続を定めています。</p>
<p>3. 外資や大規模事業者の参入については、国民の安全保障・環境保全・主権尊重の観点から禁止し、地域住民と小規模所有者が主役となる制度設計とすること。</p>	<p>今般の改正で新設した新たな仕組みに基づいて権利設定・移転を受けることができる者は、</p> <p>① 都道府県が、森林の経営管理を適切に行うために必要となる一定の要件を満たすものとして公表した者のうち、</p> <p>② 地域の関係者による協議の結果を踏まえて市町村等が作成する集約化構想において地域の森林の経営管理の受け手として位置付けられた者に限っています。</p> <p>また、集約化構想を作成するための手続として、地域の関係者等に対する意見照会や公告縦覧等を行うものとしています。</p> <p>このように、市町村等や地域の関係者の意向を踏まえ、地域の森林の適切な経営管理を行うことができる者が、権利集積配分一括計画による権利の設定や移転を受けることができる仕組みとしており、地域の住民や関係者等の意向に反する形で、外国の企業等が参入することは想定しがたいと考えています。</p> <p>また、国土の適切な管理・利用など、外国人との秩序ある共生社会に向けた施策について、政府一体となって総合</p>

	<p>的に検討することとされたところであり、林野庁としても、関係府省と連携しながら対応してまいります。</p>
<p>4. 森林所有者・地域住民・専門家が対等に参加できる公開審議制度を設け、透明性と説明責任を徹底すること。地域住民、ひいては国民の同意なしに進めてはならない。</p>	<p>今般改正した森林経営管理法においては、集約化構想を定める場合、市町村等は地域の関係者による協議の場を設けることとしており、そこには対象となる森林の所有者や地域の住民等も参加することができます。また、集約化構想を作成するための手続として、地域の関係者等に対する意見照会や公告縦覧等を行うものとするすることで、透明性・公正性を担保する仕組みとしています。</p>
<p>憲法上、国の権限は国民の厳粛な信託に基づくものであり、国民はその設計権を行使する立場にあります。</p> <p>よって、本指示を公式に記録し、行政および議会に反映させ、速やかに制度を整備することを命じます。</p> <p>本件は、森林、水源、海洋と日本の国土のみならず、国民の未来を守るための最低限の防衛設計であり、国民の生活と安全を最優先に実施しなければならない。</p>	

	御意見	御意見に対する考え方
5	<p>1. 意見の概要</p> <p>本政令案が目指す森林経営管理の集約化は、日本の林業が抱える課題を解決する上で重要な一歩であると認識しています。一方で、農業分野における過去の集約化の事例を踏まえると、過度な効率化や一部の担い手への依存、地域コミュニティの希薄化といった問題が発生する可能性も懸念されます。</p> <p>さらに、森林は国土保全、水源涵養、生物多様性の維持といった多面的な機能を持つ公共財であり、その経営を推進するにあたっては、外国資本への過度な依存を招かないよう、国内の林業基盤を強化する施策との連携が不可欠であると考えます。特に、本制度の運用を担う団体が、安易に外国資本の傘下に入ることのないよう、適切な規制と支援を求めます。</p> <p>2. 意見の詳細</p> <p>以下の3点について、今後の取り組みにおいて特にご配慮いただきたく、意見を提出します。</p>	
	<p>1. 農業の集約化における教訓の反映</p> <p>単に効率性を追求するだけでなく、以下の点に配慮した制度運用を求めます。</p>	

<p>①リスクの分散と多様な担い手の育成：特定の林業事業者 に管理が集中し、経営リスクが一点に集中することを避ける ため、地域の実情に応じた多様な担い手が育つような支 援策を講じてください。</p> <p>②地域コミュニティとの連携：森林所有者や地域住民が経 営から切り離されることなく、施業計画の策定や実行に積 極的に関与できる仕組みを確保し、地域全体で森林を維 持・管理する体制を維持してください。</p>	<p>本政令案の内容と直接的に関連するものではないため、 御意見として承りました。</p> <p>林野庁としては、森林組合や大規模な林業経営体だけ ではなく、新たに造林事業を開始する者や小規模な林業に取 り組む者についても、地域の林業を支える主体として支援 しているところです。今後とも、地域の実情に応じた林業 の多様な担い手の育成を進めてまいります。</p> <p>今般改正した森林経営管理法及び本政令においては、市 町村等が、市町村に対して所有森林の経営管理の委託を希 望する森林所有者に加え、自ら経営管理を行う森林所有者 や地域住民等も参加することが可能な地域の関係者による 協議の場を設け、その協議の結果を踏まえて、一体として 経営管理を行うことが適当と認められる森林の区域や当該 区域における経営管理の方針、受け手となる林業経営体、 作業路網整備の方針等の森林の将来像を定めた集約化構想 を作成する仕組みを措置しています。</p> <p>また、集約化構想を作成するための手続として、地域の 関係者等に対する意見照会や公告縦覧等も設けています。</p> <p>これらを通じて、市町村等と森林所有者や地域住民等、 また受け手となる林業経営体が連携しながら、森林の経営 管理が持続的に行われていく体制の構築に取り組んでまい ります。</p>
---	--

<p>2. 国土保全と国内資本の確保</p> <p>森林の多面的な機能と国土の安全保障を考慮し、以下の方策を推進することを求めます。</p> <p>①国産材の利用拡大と市場の確立：補助金や公共調達の仕事を通じた、国産材の安定した需要を創出し、国内林業が自立できる市場基盤を確立してください。</p> <p>②適正な価格設定とサプライチェーンの構築：外国資本の安価な木材との競争に晒されることなく、国内の生産者が適正な利益を確保できるよう、透明性の高い流通体制を構築してください。</p>	<p>本政令案の内容と直接的に関連するものではないため、御意見として承りました。</p> <p>林野庁としては、いただいた御意見も踏まえ、今後も国産材の需要拡大を進めてまいります。</p> <p>本政令案の内容と直接的に関連するものではないため、御意見として承りました。</p> <p>林野庁としては、木材の合理的な価格形成に向けて、効果的なサプライチェーンの構築等の取組を進めてまいります。</p>
<p>3. 関係団体における外国資本の除外</p> <p>本政令案の運用を担う団体、および経営管理を委託される事業者が、安易に外国資本に買収されたり、その影響下に入ったりしないよう、以下の措置を講じることを求めます。</p> <p>①監理団体を設立する際の資本構成や役員国籍などについて、国内の健全な林業経営を目的とする体制であることを厳格に審査する基準を設けること。</p> <p>②外国資本が、日本の森林経営管理に直接介入することを防ぐための法的な枠組みを強化すること。</p>	<p>森林経営管理制度は、市町村が森林所有者から経営管理権を取得した上で、自ら森林の経営管理を行い、又は林業経営体に経営管理実施権を設定する等の措置を講ずるなど、地方公共団体が主体的に森林の経営管理に関与していく仕組みです。</p>

	<p>これらの点についてご検討いただき、持続可能で強靱な林業の確立に向けた取り組みが進むことを期待します。</p>	<p>今般改正した森林経営管理法及び本政令においても、権利集積配分一括計画に従い森林の経営管理実施権の設定又は所有権の移転を受けられる民間事業者については、森林の経営管理を適切に行うことができる者として都道府県によって公表された者であり、かつ、地域の関係者による協議の結果を踏まえて市町村等が作成する集約化構想において地域の森林の経営管理の受け手として位置付けられた者に限っています。</p> <p>また、集約化構想を作成するための手続として、地域の関係者等に対する意見照会や公告縦覧等を行うものとしています。</p> <p>このように、森林の所有者を始めとする地域の関係者や市町村等の意向を踏まえ、当該地域の森林の健全な経営管理を行うことができる者が、権利集積配分一括計画によって権利の設定や移転を受けることができる仕組みとしており、地域の関係者等の意向に反する形で、外国の企業等が参入することは想定しがたいと考えています。</p> <p>また、国土の適切な管理・利用など、外国人との秩序ある共生社会に向けた施策について、政府一体となって総合的に検討することとされたところであり、林野庁としても、関係府省と連携しながら対応してまいります。</p>
--	---	--

	御意見	御意見に対する考え方
6	<p>森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案について（概要）において、外国籍の登記について、一言も言及していないザル法である。</p> <p>日本政府がガッツ協定を盾に不平等条約を甘受し野放しにする現政権の腐敗構造では法改正の厳格化は所詮無理である。</p> <p>集約化して中国に森林が乗っ取られたらどうなるか考えた事はあるのか？</p> <p>日本全国、中国籍の人間が土地を買いあさり、この森林法も当然の如くターゲットとされる。</p> <p>連中は水資源確保のため、山林を買い占める実態を深刻に受け止めよ。北海道が悪い意味で良い例である。</p> <p>ペーパーカンパニーの日本法人に成りすます会社が今後山林買い占めを行う事は明白である。</p> <p>厳しく抜け穴を許さない法整備をやるのが常識的に先であり、罰則規定すらないザル法は無意味である。</p> <p>根本的視点がずれた法整備はいかに愚かで、愚策であるかは後々判明する。これをそのまま通す事は売国奴に等しい所業である。</p> <p>その時にはもう手遅れだ。肝に銘じよ！！</p>	<p>森林経営管理制度は、市町村が森林所有者から経営管理権を取得した上で、自ら森林の経営管理を行い、又は林業経営体に経営管理実施権を設定する等の措置を講ずるなど、地方公共団体が主体的に森林の経営管理に関与していく仕組みです。</p> <p>今般改正した森林経営管理法及び本政令においても、権利集積配分一括計画に従い森林の経営管理実施権の設定又は所有権の移転を受けられる民間事業者については、森林の経営管理を適切に行うことができる者として都道府県によって公表された者であり、かつ、地域の関係者による協議の結果を踏まえて市町村等が作成する集約化構想において地域の森林の経営管理の受け手として位置付けられた者に限っています。</p> <p>また、集約化構想を作成するための手続として、地域の関係者等に対する意見照会や公告縦覧等を行うものとしています。</p> <p>このように、森林の所有者を始めとする地域の関係者や市町村等の意向を踏まえ、当該地域の森林の健全な経営管理を行うことができる者が、権利集積配分一括計画によって権利の設定や移転を受けることができる仕組みとしており、地域の関係者等の意向に反する形で、外国の企業等が参入することは想定しがたいと考えています。</p> <p>また、国土の適切な管理・利用など、外国人との秩序ある共生社会に向けた施策について、政府一体となって総合</p>

		的に検討することとされたところであり、林野庁としても、関係府省と連携しながら対応してまいります。
--	--	--

※取りまとめの都合上、一部の御意見について、内容により集約等させていただいております。

※以上のほか、1名の方から、本意見・情報の募集の対象ではない御意見がございました。